

立科町農畜産物認証要綱

第一章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、立科町農畜産物認証をするために必要な基準等を定める立科町農畜産物認証制度を運営し、生産情報を消費者へ開示しながら高い品質の農畜産物を提供していくことで、消費者の信頼を得て地域の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 立科町農畜産物認証制度(以下「制度」という。)とは、品目別の認証基準に適合した農畜産物等を認証する規程を定めたものである。

第二章 組織

第一節 立科町農畜産物認証委員会

(立科町農畜産物認証委員会の設置)

第3条 立科町農畜産物認証制度の運営のために、立科町農畜産物認証委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の役員)

第4条 委員会に会長を1名置く。

2 委員会に顧問を置くことができる。

3 会長が執務を行うことができない場合は、予め定める職務代理者が執務を代行する。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、町長、佐久浅間農業協同組合組合長、関係機関の職員、学識経験者をもって構成する。

2 委員会の事務局は、立科町農林課に設置する。

(委員会の職務)

第6条 委員会はこの制度の運営に係る基本的事項、並びに認証の基準等の制定及び認証を行う。

第二節 品目別部会

(品目別部会の設置)

第7条 委員会は必要に応じて品目別部会(以下「部会」という。)を設けることができる。

2 部会は、専門知識を有する者を持って構成し、会長が任命する。

(部会の職務)

第8条 部会は、当該品目に係る制度運営に、必要な事項を検討し、委員会へ報告する。

2 部会は、認証のための書類審査及び農畜産物の審査を行う。

(事務局)

第9条 部会の事務局は、立科町農林課に設置する。

第三章 認証基準、審査基準等の制定

(認証基準等の制定)

第10条 立科町農畜産物認証の基準、書類審査の基準、書類審査の方法、認証された農産物等の表示の基準等については、部会が検討し委員会が決定する。

(認証基準等の公表)

第11条 委員会は、認証の基準及び認証された農産物等の表示の基準を定めるとき、または、改正をしたときは公表するものとする。

第四章 認証手続き

(認証手続き)

第12条 認証を受けようとする者は、委員会で別に定める様式に必要事項を記載した申請書を委員会会長に提出しなければならない。

(審査)

第13条 認証のための審査は次の各号に掲げるものとする。

- 一 前条の申請書類に基づく書類審査
- 二 申請された農産物等の審査

2 前項の審査のほか、必要に応じて現地審査を実施する。

(審査機関)

第14条 審査は品目別部会が行う。

第五章 立科町農畜産物認証

(認証)

第15条 委員会は審査結果に基づき、農産物等の立科町農畜産物認証を行う。

(認証の公表)

第16条 委員会は認証した農畜産物(以下「認証農産物」という。)等を公表する。

第六章 表示

(表示)

第17条 申請者は認証された農産物等には、「立科町農畜産物認証」と記載することができる。

- 2 前項の記載場所は、原則として消費者にとって見やすい場所とし、詳細は委員会で定める。
- 3 文字の大きさは日本工業規格に定める8ポイント以上とする。

(内容表示)

第18条 認証農産物には、第10条に基づき委員会が定めた表示基準により内容を表示しなくてはならない。

- 2 前項の表示の方法については、委員会で定める。

(表示に関する指示等)

第19条 申請者は認証農産物を正確に表示し、消費者に誤解を与えるような表示をしてはならない。

- 2 委員会は認証農産物の表示が不適當であると認めたときは修正を指示するものとする。

(排他的利用)

第20条 前項の表示は認証農産物以外の農産物等(以下「不適農産物等」という。)に使用してはならない。

- 2 委員会は不適農産物等の販売者に対して、表示の修正を求めるものとする。

第七章 認証を受けた者の責務

(農産物の認証を受けた者の責務)

第21条 農産物の認証を受けた者は、本要綱の規定に従うとともに、委員会の指示に従い、認証農産物の適正な生産、販売若しくは出荷及び品質管理並びに認証票の適正使用、管理に責任を負うものとする。

第八章 立科町の責務

(町の責務)

第22条 立科町はこの制度を広く周知し、地域の活性化につながるよう努めるものとする。

第九章 調査等

(調査及び報告徴収)

第23条 委員会及び部会はこの要綱に基づき必要な範囲において、認証農産物の生産者、販売者等関係者に対して、報告書及び関係帳票類の提出を求め、又は関係箇所の立入調査を求めることができる。

(認証の取り消し及び回収)

第24条 部会は前条の調査の結果、認証基準に適合しないときは、委員会に認証の取り消しを求めることができる。

2 委員会は前条の調査結果等に基づき、認証の取り消しを行うことができる。

3 前項により認証農産物の認証が取り消された場合、委員会は認証農産物の回収を求めることができる。

(公表)

第25条 前条第3項の回収を求められた者が相当な期間行わない場合は、委員会は、農産物等の名称、生産者等の氏名を公表することができる。

(その他)

第26条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。